

結婚新生活支援事業補助金

これから本市において、夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃・引越費用等）の支援を行います。

事業区分	補助対象経費	補助率	限度額
新居の住宅費補助	・新居の購入費、家賃、敷金・礼金、共益費、仲介料、リフォーム費用	10／10以内	【夫婦ともに29歳以下】 上限60万円／世帯 【夫婦ともに39歳以下】 上限30万円／世帯
新居への引越費用	・引越業者や運送業者に支払った引越費用		

※他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

新婚世帯・子育て世帯家賃等補助金

市内において住宅の賃貸借契約を締結し、転入又は転居した新婚世帯、子育て世帯に対し、家賃補助、仲介手数料補助、引越補助、移住奨励金の交付を行います。（市営住宅、県営住宅、社宅、寮、賃借人の3親等以内の親族が所有する住宅などを除く。）

- 新婚世帯
- 申請時点で、婚姻の届出日から12か月以内の夫婦であって、かつ新たに賃貸住宅に居住を開始した世帯。ただし、夫婦の合計年齢が80歳以上の場合を除く。
- 子育て世帯
- ①申請時点で、中学生以下の子ども含む生計を一にした世帯であって、かつ、新たに賃貸住宅に居住を開始した世帯
- ②転入又は転居をした日から1年以内の世帯(移住奨励金の適用を受ける転入世帯においては、転入前1年以上市外に居住していた世帯に限る。)

事業区分	補助対象経費	補助率	限度額
仲介手数料補助	不動産の賃貸借に要する仲介手数料（宅地建物取引業者による仲介）	10/10	3万円／物件
引越補助	住居移転に必要な引越し費用（運送業者等を利用した際の実費）	2/3	5万円／世帯
移住奨励金	－	－	(新 婚 世 帯)1人市外：5万円／世帯 2人市外：7万円／世帯 (子育て世帯)7万円／世帯 上限1万円／月 最大24か月補助
家賃補助	(家賃－住宅手当)×1／2 ＝家賃補助の月額(上限1万円)	－	★加算 市外から転入の新婚世帯：1人につき5千円／月 子どもが2人いる子育て世帯：5千円／月 子どもが3人以上いる子育て世帯：1万円／月

※移住応援給付事業補助金、空き家利活用事業補助金、結婚新生活支援事業補助金、他の公的制度による家賃補助等との併用はできません。

新築奨励・市内消費喚起事業

市内において住宅を取得された方に対し、その取得に要する経費の内、市内で消費された額を助成対象経費として算出した助成額相当の商品券を支給します。

補助対象者	補助対象経費	補助率	助成相当額
住宅を取得（新築又は空き家バンク登録物件購入）するための契約を締結し、所有者として登記され、この住宅に定住している方	・住宅の新築に要した経費（建築費、資材購入費、水道工事、外構工事など） ・新築住宅又は空き家バンク登録物件を購入するために要した経費 ・新築住宅又は空き家バンク登録物件を購入後、改修に要した経費（購入後6か月以内の改修に限る。） ・住宅取得後に必要な備品等	助成対象経費の合計額×40％	上限30万円 <加算> 子ども1人：5万円 子ども2人：10万円 子ども3人以上：20万円
			上限50万円 ・婚姻の届出日から3年以内の新婚世帯

※移住応援給付事業補助金、空き家利活用事業補助金、結婚新生活支援事業補助金の対象でないこと。

『つくみでの暮らし』を 応援します！

～移住・定住等補助金のご案内～

市では、市外・県外から転入される方や新婚世帯・子育て世帯などに次の補助事業を行っています。各事業の詳細はお問い合わせください。

問 商工観光・定住推進課 地域活力・定住推進班 ☎0972-82-2655



移住・定住
ポータルサイト
つくみde Life

移住応援給付事業補助金

津久見市に転入される方（転勤、出向等職務上や大学進学等による一時的な転入は除く）で、申請時において65歳未満の方に補助金を交付します。

事業区分	補助対象者	給付基本額	地域区分	加算額
世帯移住 応援給付	移住を 完了した者	20万円 ／世帯	県外からの移住	・子育て加算：18歳未満の世帯員がいる世帯 10万円/人(上限20万円) ・若年者加算：18歳以上39歳以下の世帯員がいる世帯 10万円/世帯 *子育て加算と若年者加算の併用は不可
			県内からの移住	・子育て加算：18歳未満の世帯員がいる世帯 10万円/世帯

※新築奨励・市内消費喚起事業、新婚世帯・子育て世帯家賃等補助金、移住支援事業との併用はできません。

空き家利活用事業補助金

空き家バンクに登録された物件を利用して、市外から津久見市に移住される方(65歳未満の方)に対して必要な費用を助成します。

補助金の種類	補助対象者	補助対象経費	補助率	限度額
家財処分補助	移住予定者又は物件所有者等	空き家バンク登録物件に散在する家財等の撤去、処分費用等(処分業者等を利用した際の実費)	10／10	10万円 ／物件
購入補助	移住予定者等	空き家バンク登録物件購入費用	2／3	100万円 ／物件
改修補助	移住予定者又は物件所有者等	空き家バンク登録物件に居住するために必要な改修費用(住宅改修を行う業者等を利用した際の実費)	2／3	100万円 ／物件

※「購入補助」と「改修補助」を併用する場合は、合わせて100万円が限度額となります。
※新築奨励・市内消費喚起事業、新婚世帯・子育て世帯家賃等補助金、結婚新生活支援事業補助金との併用はできません。

移住支援事業補助金

大分県外から移住し、下記条件を満たす方に対して移住支援金を支給します。（令和7年10月改正予定）

事業区分	給付額	補助対象者
2人以上の世帯	100万円／世帯 ★加算<18歳未満> ・東京圏等：100万円／人（上限200万円） ・東京圏等以外の地域：30万円／人（上限60万円）	*移住日から起算して3か月以上1年以内である方 <下記就業要件のいずれかを満たす方> ・移住支援金支給対象求人掲載サイト「おおいたジョブナビ」掲載企業への就職者 ・国の「プロフェッショナル人材事業」等での就職者 ・テレワーク移住者 ・県、市が認める「関係人口事業」への参加者 ・大分県地域課題解決型企業支援事業における「起業補助金」採択者 など
単身者	60万円／世帯	

※移住応援給付金の支給を受けていないこと。

- 【補助要件等(共通)】
- ・記載されている補助要件等は一部であり、各種補助金それぞれ該当要件が定められています。
- ・補助金の重複申請は、できない場合があります。